

平成21年度中小企業技術開発促進事業費補助金募集のご案内

中小企業技術開発促進事業費補助金は、中小企業者等が行う新技術・新製品開発事業の研究開発リスクの低減、研究開発意欲の向上を図り、県内産業の活性化を促進することを目的としています。本事業には、一般枠とエネルギー枠の2つの補助枠があり、研究開発事業の実施に必要な経費に対して補助を行います。【募集期間：平成21年3月27日(金)～5月8日(金)】

補助枠		一般枠		エネルギー枠	
補助対象事業		<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業者、大学、県研究機関が保有する優れた新技術を活用した新技術又は新製品の研究開発事業(新技術を活用した新たな生産工程導入に向けた研究開発を含む) ○特許流通アドバイザー等が提供する未利用技術を活用した新技術又は新製品の研究開発事業 ○医療、ロボット、健康、福祉、環境、IT、バイオ、ナノテク等将来成長が見込まれる分野を対象とした事業(開発をほぼ終了した試作品等を商品化するために行う実証実験等を含む) 		<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギーの有効活用を目的とする次の分野における新技術又は新製品の研究開発事業(開発をほぼ終了した試作品等を商品化するために行う実証実験等を含む) 	
補助事業者(補助対象者)		県内中小企業者、 連携体、組合等	市町村	県内中小企業者、 連携体、組合等	市町村
間接補助事業者			県内中小企業者、 連携体、組合等		県内中小企業者、 連携体、組合等
補助対象経費		<ul style="list-style-type: none"> ①原材料費 ②機械装置・工具器具費 1 ③機械装置・工具器具費 2 ④機械装置・工具器具費 3 ⑤技術指導受入費 ⑥外注加工費 ⑦委託費(ただし、委託費は、補助対象経費全体の1/2以内とする) ⑧試験検査費(大学等への試験研究委託を含む) ⑨産業財産権取得費(ただし、この事業により得られた成果を出願するものを対象とする) ⑩ソフトウェア開発人件費(ただし、ソフトウェア開発を主とする場合で、補助額は2,500千円を限度とする) ⑪その他知事が特別に必要と認める経費 <p>※連携体構成員間の取引により生じる経費は対象外とする</p>		<ul style="list-style-type: none"> ①原材料費 ②機械装置・工具器具費 1 ③機械装置・工具器具費 2 ④機械装置・工具器具費 3 ⑤技術指導受入費 ⑥外注加工費 ⑦委託費(ただし、委託費は、補助対象経費全体の1/2以内とする) ⑧試験検査費(大学等への試験研究委託を含む) ⑨産業財産権取得費(ただし、この事業により得られた成果を出願するものを対象とする) ⑩その他知事が特別に必要と認める経費 <p>※連携体構成員間の取引により生じる経費は対象外とする</p>	
補助率	一般	補助対象経費の1/2以内		補助対象経費の1/2以内	
	市町村		市町村補助額の1/2以内 かつ 補助対象経費の1/3以内		市町村補助額の1/2以内 かつ 補助対象経費の1/3以内
補助限度額 (1事業あたり)		上限 5,000千円 下限 1,000千円		上限 10,000千円 下限 1,000千円	

詳細は『岐阜県庁産業労働観光部モノづくり振興課 <http://www.pref.gifu.lg.jp/contents/news/s113/s11355/>』をご覧ください。



岐阜県機械材料研究所

〒501-3265 岐阜県関市小瀬1288 TEL:0575-22-0147 FAX:0575-24-6976

E-mail:info@metal.rd.pref.gifu.jp <http://www.metal.rd.pref.gifu.jp>